

宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 平成27年3月26日(木) 午後5時30分 開議

場 所 宇治市役所 501会議室

会 議 日 程

- | | | |
|-------|----------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第2 | 会期について | |
| 日程第3 | 教育長報告 | |
| 日程第4 | 報告第2号 | 専決事項の報告について |
| 日程第5 | 議案第7号 | 山城教科用図書採択地区協議会規約の決定について |
| 日程第6 | 議案第8号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を制定するについて |
| 日程第7 | 議案第9号 | 行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則を制定するについて |
| 日程第8 | 議案第10号 | 宇治市教職員住宅の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則を制定するについて |
| 日程第9 | 議案第11号 | 宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則を制定するについて |
| 日程第10 | 議案第12号 | 教育財産の設定について |
| 日程第11 | 議案第13号 | 市職員を任免するについて |

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

(教育委員)

委 員 長	西 野 正 博
委員長職務代理者	金 丸 公 一
委 員	中 筋 斉 子
委 員	里 村 一 成
委員(教育長)	石 田 肇

(出席職員職氏名)

部 長	中村 俊 二	次長(兼教育総務課長)	畑 下 茂 生
次長(兼生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴	次長(兼教育支援センター長兼一貫教育課長)	松 崎 満
学 校 教 育 課 長	上 道 貴 志	教 育 支 援 課 課 長	富 治 林 順 哉
教 育 総 務 課 主 幹	井 上 宜 久	教 育 総 務 課 主 幹	須 原 隆 之
生 涯 学 習 課 主 幹	今 莊 真 樹	一 貫 教 育 課 総 括 指 導 主 事	海 老 瀬 正 純
一 貫 教 育 課 総 括 指 導 主 事	市 橋 公 也		

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	宇 野 裕 美	教育総務課主事	久 野 晴 香
-------------	---------	---------	---------

開 会 (午後5時30分)

開会宣言 委員長が3月教育委員会定例会の開会を宣言する。

日程第1 会議録署名委員の指名について

委員長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、金丸委員を指名する。

日程第2 会期について

委員長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

日程第3 教育長報告

- (1) 平成27年3月市議会定例会について
 - (2) 文教福祉常任委員会について(平成27年3月9日)
 - (3) 予算特別委員会
 - (4) 「要望書」等について
 - (5) 宇治市教育委員会後援事業について
- 以上5件を報告する。

[説 明]

(1) 平成27年3月市議会定例会について

[一般質問] 2月26日・27日・3月2日・3日 質問議員...17名
(うち教育委員会関係11名)

【代表質問】

松峯 茂 議員

山本市長の政治姿勢について

・教育・子育てについて

坂本 優子 議員

教育・子育てについて

- ・教育予算を拡充することについて
- ・子どもの貧困対策について

関谷 智子 議員

地域で住み続けられる社会の推進

- ・オレンジプランについて

坂下 弘親 議員

教育問題について

- ・道徳教育について
- ・学力について
- ・学校統廃合について
- ・フッ素嗽について

池内 光宏 議員

教育施策について

- ・平和・人権教育について
- ・学校のトイレ改修計画について

【個人質問】

水谷 修 議員

太閤堤跡地歴史公園について

- ・社会教育事業としての効果について

浅井 厚徳 議員

学校図書館司書の体制充実について

- ・研究事業と今後の見通しについて
- 公民館のバリアフリー化について
- ・現状と課題解決にむけての考え方について

浅見 健二 議員

青少年センターについて

- ・新年度予算における青少年センターの今後について

木沢 浩子 議員

中学校給食について

- ・昼食のあり方について
- ・中学校給食実施について

金ヶ崎 秀明 議員

武道の振興について

- ・武道必修化の効果と今後について

教育制度改革について

- ・副校長制度導入について
- ・宇治市いじめ基本方針について

宮本 繁夫 議員

官製ワーキングプアについて

- ・宇治市における雇用とその影響について

(2) 文教福祉常任委員会について(平成27年3月9日)

請願第27-1号の1 教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める
請願

議案第20号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

議案第21号 宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第22号 宇治市教職員住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定するについて

宇治市スポーツ推進計画(初案)に対する意見募集結果及び最終案について

宇治市子ども・子育て支援事業計画(初案)に対する意見募集結果及び最終案について

保育所保育料等へのみなし寡婦(夫)控除の適用について

所得税法等において、未婚のひとり親家庭については寡婦(夫)控除の適用がなされておらず、同じ収入のひとり親家庭でも、所得額等を根拠とする本市の各種料金等に差が生じているところである。一方、近年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「生活困窮者自立支援法」の成立をはじめ、貧困状況にある子どもへの対策やひとり親家庭の生活の安定、自立支援といった観点から、こういった料金体系が適切であるか、市全体で検討を行ってきたところである。本市においては、経済的負担の軽減により、子どもの健やかな成長への支援や子育てにやさしい環境づくりに取り組むため、平成27年度より保育所保育料等の各種料金等の算定に、婚姻歴のないひとり親家庭に対する寡婦(夫)控除のみなし適用を実施することとした。

対象となる料金等として教育委員会が所管しているのは、市立幼稚園の保育料である。婚姻歴がないひとり親家庭で20歳に満たない子を扶養している方は、料金等の算定において資料中の表のとおり控除が受けられる。控除される額については、寡婦とみなされる方で合計所得金額が500万円以下の場合は30万円、合計所得金額が500万円1円以上の場合は26万円となる。また、寡夫とみなされる方は、合計所得金額が500万円以下の場合のみ26万円が控除される。今回のみなし寡婦(夫)控除は保育所保育料等の料金算定の際にのみ適用するものであり、市民税額や府民税額自体を控除するものではない。実施時期としては、平成27年度4月分の各料金等の算定から適用することとする。

申請方法については所定の申請書に必要書類を添えて各担当課に提出していただくこととし、期間としては平成27年4月以降に随時申請を受け付ける。また、必要に応じて提出を求める書類等として、戸籍抄本や住民票等を挙げている。周知方法については、寡婦(夫)控除のみなし適用の概要を記載した案内チラシを各料金の通知時等に同封するほか、市ホームページや市政だよりにて広報を行う予定である。

なお、寡婦(夫)控除のみなし適用については、建設部住宅課が担当する市営住宅の家賃についても実施している。

地域住民生活等緊急支援のための交付金事業の概要について

(3) 予算特別委員会

【部局別審査 3月11日】

【総括質疑 3月25日】

浅見 健二 議員

学校のトイレ整備と教育費予算全般について

稲吉 道夫 議員

中学校コンピューター充実事案について

河上 悦章 議員

安全安心対策について

・学校施設の非構造部材対策をどうしていくのか

子どもの貧困対策事業(子どもの学習支援事業)について

坂本 優子 議員

公立幼稚園の今後について

水谷 修 議員

学校のトイレについて

真田 敦史 議員
宇治学について

石田 正博 議員
総合的な子育て支援の中で教育に関する施策について
・子どもたちのネット環境及びネット上のいじめ等の把握状況と対策について

荻原 豊久 議員
公立幼稚園の問題について
・少子高齢化が進む中、統廃合を含めた対応が必要ではないか

久保田 幹彦 議員
道徳教育について

(4)「要望書」等について

平成27年2月20日付で、日本児童図書出版協会会長、ヤングアダルト出版会会長より「子どもと本の出会いの場、学校図書館の充実に関する要望書」の提出があった。

(5)宇治市教育委員会後援事業について

宇治市スポーツ少年団野球部会の『第39回宇治市長旗学童軟式野球大会』他18件、計19件の事業について後援した。

[質 疑]

[委 員] みなし寡婦控除の適用について、市内に対象者は何人いるか。

[事務局] 現在、市立幼稚園の保護者のうちひとり親の方は5人いるが、個人情報との関係でその方々の婚姻歴の有無までは把握できていないため、申請をいただいてからみなし寡婦控除を適用することとする。

日程第4 報告第2号 専決事項の報告について

[説 明] 本報告は、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第3号及び第4号の規定により専決処分を行った専決第1号及び第2号について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

専決第1号「宇治市少年補導委員の委嘱について」は、青少年の非行防止を目的に、日々補導活動・社会環境浄化活動を推進している少年補導委員について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により、4月1日付で4名の追加委嘱を行うものである。今回の追加委嘱によって少年補導委員の人数は121名であり、男女別では、男性62名、女性59名となっている。

専決第2号「教職員の任免について」は、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第3号の規定により、定期人事異動に伴う府費負担教職員の管理職以外の任免について府教育委員会に内申するため、専決処分をしたものである。

[質 疑]

[委 員] 現在の主幹教諭と指導教諭の配置人数はどうなっているか。

[事務局] 主幹教諭については小学校3名、中学校2名の合計5名、指導教諭については小学校1名、中学校1名の合計2名となっている。

[討 論] なし

日程第5 議案第7号 山城教科用図書採択地区協議会規約の決定について

[説 明] 本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(以下、「無償措置法」)の一部が改正され、「共同採択地区の市町村教育委員会は、採択地区協議会の協議結果に基づき、種目ごとに同一の教科書を採択しなければならない。」と明確に規定されることとなったため、平成26年11月19日開催の11月定例教育委員会にて、今までどおりの山城採択地区を継続するとの意向を確認させていただいたところであるが、無償措置法改正後の採択地区協議会規約の決定は、採択地区を構成する各市町村教育委員会の責任と権限により行われなければならないとされており、各教育委員会の議決により決定を行うものであることから、本議案を諮るものである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

日程第6 議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を制定するについて

[説明] 本改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、「宇治市教育委員会傍聴人規則」、「宇治市教育委員会通則」、「宇治市教育委員会公印規則」、「宇治市教育委員会会議規則」、「宇治市教育委員会公告式規則」の5つの規則を改正するものである。

始めに、「宇治市教育委員会傍聴人規則」については、教育委員会委員長職が廃止されて教育長に一本化されるため、本規則中の「委員長」を「教育長」に改める。

「宇治市教育委員会通則」については、教育委員会委員長の選挙に関する地教行法第12条第1項が削除されるため、同じく委員長の選挙に関して規定する本規則第5条を削除し、「委員長職務代理者」に関する規定を「教育長職務代理者」の規定に改め、委員長の任務に関する規定を削除するものである。また、地方自治法第121条が改正されて教育長の議場への出席義務について明記されるため、第9条第1号を削除し、教育長が教育委員会の代表となるため、第10条の教育長の代理に関する規定を削除し、第9条と第11条を「委員会の代表」に関する1条にまとめる。続いて、委員長の辞職について規定する第12条を削除し、第13条の委員の辞職に関する規定に教育長を追加し、教育長の任務に係る第3章を削除する。

「宇治市教育委員会公印規則」については、教育委員会の公印を列記する別表から、委員長印を削除するものである。

「宇治市教育委員会会議規則」については、地教行法第14条第2項に「教育長は、委員の定数の3分の1以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない。」と規定されるため、会議の招集について規定する本規則第2条第3項を改め、また、地教行法第14条第9項に会議録の公表についての努力義務が明記されるため、本規則第13条に会議録の公表に係る規定を追加する。

「宇治市教育委員会公告式規則」については、規則の公布方法、教育委員会の定める規程及び教育長の定める規程の公表方法を改めるものである。

その他、文言修正を行う。

[質疑] なし

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

日程第7 議案第9号 行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則を制定するについて

[説明] 教育委員会における平成27年度の組織機構については、一貫教育課が所掌する業務の見直しに伴い、特別支援教育係を廃止し、教育振興係を新設する。

管理職の定数配置の主な変更点としては、管理職ポストの見直しに伴い、部長を補佐し部全体を所掌する職として副部長を設置するとともに、学校教育担当次長、生涯学習担当次長、教育支援担当次長を廃止し、教育支援センター長の一貫教育課長の兼務を解き、善法青少年センター、河原青少年センター、大久保青少年センターを教育支援センター長が所掌する。また、課長を補佐し課全体を所掌する職として副課長を各課に設置するとともに、教育総務課、学校教育課、生涯学習課の主幹と、一貫教育課の小中一貫教育担当総括指導主事、教育支援課の総括指導主事を廃止する。

本改正は、以上の組織機構及び定数配置の変更に伴い、6つの規則について所要の改正をするものである。

初めに、「宇治市教育委員会事務委任等に関する規則の一部改正」については、次長の廃止、副部長・副課長の設置に伴い、第4条第1項第2号で規定する教育長の専決事項として任免することができない管理職のうち、「次長」を「副部長」に改め、「副課長」を追加する。

次に、「宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正」については、次長の廃止、副部長・副課長の設置に伴う所要の改正を行うとともに、組織改編や新たな事務事業の所管、事務事業の移管に伴い、別表第1及び別表第2を改めるものである。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第20条第2項が法律の一部改正に伴い削除されるため、教育長の職務の代行について規定する第6条第1項を削除する。

次に、「宇治市教育委員会の職員の職務名に関する規則の一部改正」については、職務名について規定する第3条中「次長」を「副部長」に改め、「副課長」を追加するものである。

次に、「宇治市図書館規則の一部改正」と「宇治市歴史資料館規則の一部改正」については、規則中、主幹に関する規定を削除する。

最後に、「宇治市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部改正」については、「次長」を「副部長」に、「主幹」を「副課長」に改めるものである。

このほか、文言整理するものである。

[質 疑]

[委 員] 主幹を廃止するという説明があったが、事務分掌規則の改正で「主幹」という文言が残っているのはどういうことか。

[事務局] 教育委員会内の一部に「主幹」が残る所属があるため、規則上「主幹」という文言を残している。

[委 員] これまで生涯学習センターの所長は生涯学習担当次長が兼ねていたが、新体制ではどうなるのか。

[事務局] 生涯学習課長が兼務する。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

日程第 8 議案第 10 号 宇治市教職員住宅の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則を制定するについて

[説 明] 宇治市教職員住宅は、昭和 48 年に笠取小学校勤務の教職員用の住宅として建設され、設置から 22 年間で延べ 8 人の教職員が居住してきたが、その後マイカーの普及や京滋バイパスの開通等の交通アクセスの向上により、平成 6 年より入居者がいない状態が続いており、教育委員会としては、今後、笠取小学校に勤務する教職員のための住宅の設置は不要と判断し、本規則を廃止するものである。

また、現在の建物は老朽化が進み、近隣の建物や住民、通学児童に害を与えることが懸念される状況にあり、現在、平成 27 年度当初予算に建物の撤去費用にかかる予算を計上しており、本建物を撤去した後は、建物部分は財産台帳の抹消手続きを行い、土地部分については「教育財産（行政財産）」から「普通財産」への移行手続きを予定している。

なお、「宇治市教職員住宅の設置及び管理に関する条例」については、平成 27 年 3 月宇治市議会定例会に条例廃止の議案を提案しているところである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

日程第 9 議案第 11 号 宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則を制定するについて

[説明] 宇治市立幼稚園については、平成 27 年度より子ども・子育て支援新制度における特定教育施設へ制度移行することとなっている。本改正は、この制度移行に伴い、宇治市立幼稚園規則について所要の改正を行うものである。

初めに、新制度において宇治市立幼稚園へ入園を希望される保護者については、従前の入園に係る手続きに加えて、子ども・子育て支援法における支給認定を受ける手続きが必要であることから、第 13 条を改正し、支給認定に係る手続きについての事項を追加する。

次に、制度移行に伴い、「宇治市立幼稚園保育料条例」の名称が「宇治市立幼稚園使用料条例」へ改正される予定であることから、第 18 条中の文言の改正を行う。

この他、文言整理するものである。

[質疑] なし

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

日程第 10 議案第 12 号 教育財産の設定について

[説明] 本議案は、宇治市総合野外活動センター敷地の一部である、園内に所在する西笠取石原 3 番を地権者より有償で譲り受けたので、教育財産に設定するため、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号に基づき議決を求めるものである。

[質疑]

[委員] 譲り受けた目的は何か。

[事務局] 今まででは有償で借りていた総合野外活動センターの中の部分であり、買い取ることができたので周囲と合わせて教育財産に設定することとした。

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

日程第 1 1 議案第 1 3 号 市職員を任免するについて

委員長より、本件は人事案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 3 条第 6 項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説 明] 本議案は、定期人事異動に伴う宇治市教育委員会職員の任免について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 号に基づき提案するものである。

部長級では、平成 2 7 年度から新設される教育部副部長として現教育部次長兼教育総務課長の畑下茂生、教育部参事兼生涯学習課長兼生涯学習センター所長として現教育部次長兼生涯学習課長兼生涯学習センター所長の藤原千鶴が着任する。また、教育部次長兼教育支援センター長兼一貫教育課長の松崎満が京都府教育委員会へ帰任し、教育支援センター長の後任に京都府教育委員会より割愛の瀬野克幸が着任する。なお、平成 2 6 年度は教育支援センター長が一貫教育課長を兼ねているが、平成 2 7 年度は兼務が解かれ、専任となる。

課長級では、教育総務課長の後任に現市民環境部農林茶業課長の河田政章、教育総務課副課長として現教育総務課主幹の須原隆之が着任する。学校教育課主幹兼学校管理係長の安留岳宣が市長部局に転出し、学校教育課副課長兼学校管理係長として現教育総務課主幹の井上宜久が着任する。生涯学習課副課長として現生涯学習課主幹の今莊真樹が着任し、生涯学習課主幹兼生涯学習センター主幹の安達昌子が退職し、生涯学習課主幹兼生涯スポーツ係長として現河原青少年センター館長の前田暢が着任する。一貫教育課長として現健康福祉部保育課長の金久洋、一貫教育課副課長として現一貫教育課総括指導主事兼教育指導係長の市橋公也、一貫教育課総括指導主事兼教育振興係長として京都府教育委員会より割愛の辻弘一が着任する。教育支援課総括指導主事の出江英夫が京都府教育委員会へ帰任し、教育支援課副課長兼学校支援係長として現一貫教育課総括指導主事の海老瀬正純が着任し、教育支援課主幹兼青少年指導センター主幹兼適応指導係長の齊藤政也が市長部局に転出し、その後任に現市民環境部文化自治振興課主幹の二木明美が着任する。東宇治図書館長の相良章子が市長部局に転出し、その後任に現総務部市民税課主幹の小田直美が着任する。大久保青少年センター館長の岸本幸三が退職し、その後任に現西宇治図書館長の西村公男が着任し、その後任に現市民環境部環境企画課主幹の山森浩平が着任する。善法青少年センター館長の高原美行が市長部局に転出し、その後任に現市長公室秘書広報課主幹の林達哉が着任する。河原青少年センター館長の後任に現監査委員事務局主幹の伊藤裕康が着任する。木幡幼稚園長の小山妃が退職し、その後任に現神明幼稚園長の篠原真奈美が着任し、その後任に現神明幼稚園主任の垣見千里が昇格・着任する。

[質 疑]

[委 員] 生涯学習課副課長と生涯学習課主幹の関係はどうなっているのか。

[事務局] 本来であれば主幹が廃止されるところだが、前田現河原青少年センター館長が主幹級であることから降格せずに異動するため、特例的に主幹職を継続したまま係長を兼ねるものであり、副課長は生涯学習課全体を所掌するものである。

[委 員] 「副部長」と「参事」、「副課長」と「主幹」など、同格でありながら様々な職務名があるのはなぜか。

[事務局] 所掌する職務が違うからである。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

閉会宣言 委員長が3月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 （午後6時45分）